

# 解体工事業登録申請書

証紙はり付け欄  
(消印してはならない。)

登録の種類	新規・更新	※ 登録番号	長崎県知事(登 )第 号
		※ 登録年月日	年 月 日

この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。

年 月 日

申請者

印

長崎県知事 様

フリガナ 商号、名称又は氏名	
住 所	郵便番号( - )  電話番号( ) -
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	

法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名

フリガナ 氏 名	役職(常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役職(常勤・非常勤)

申請時において既に受けている登録

法第31条に規定する者(技術管理者)の氏名			
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名 称		所在地 郵便番号(    -    ) 電話番号(    ) -	
未成年者 である場 合の法定 代理人	法定代理人 が個人である 場合	フリガナ 氏 名	
		住 所	郵便番号(    -    )  電話番号(    ) -
	法定代理人 が法人である 場合	フリガナ 氏 名	
		住 所	郵便番号(    -    )  電話番号(    ) -
		フリガナ 役 員 の 氏 名	役 職 ( 常 勤 ・ 非 常 勤 )
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

備 考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 3 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

## 解体工事業登録申請の手続について

### 1. 登録申請に必要な書類(新規・更新)

様式番号	申請書様式名称	要 否		備 考
		法人	個人	
第1号	解体工事業登録申請書	○	○	
第2号	誓約書	○	○	工事業登録申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書類 申請者が法人であるときはその代表者が、個人であるときはその者が代表して誓約すればよい。
第3号	選任した技術管理者が、技術管理者としての基準を満たしていることを証する書面	○	○	
第4号	工事業登録申請者の略歴書	○	○	法人にあつては、法人としての略歴書とその役員の、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年である場合にあつては、法定代理人(法人である場合は、その役員)の略歴書
添付書類	登記簿謄本	○		
	工事業登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	○	法人にあつてはその役員の、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年である場合にあつては法定代理人(法人である場合は、その役員)の住民票の抄本 これに代わる書面とは、例えば外国人登録法に基づく外国人登録証明書
	卒業証明書 実務経験証明書(第3号) その他の国家資格等証明書	○	○	技術管理者としての基準を満たすことを証するもの
	選任した技術管理者の住民票の抄本又はこれに代わる書面	○	○	これに代わる書面とは、例えば外国人登録法に基づく外国人登録証明書

#### ☆申請書様式の入手先

※長崎県土木部のホームページからダウンロードすることができます。

検索 【長崎県土木部】→【建設業関係】→【解体工事業登録】→【解体工事業登録申請書】

※ホームページからのダウンロードができない場合は、次頁3. の各振興局の窓口へご相談ください。

### 2. 登録手数料 (長崎県収入証紙を申請書に貼ってください。)

新規登録申請の場合 33,000円

更新登録申請の場合 26,000円

### 3. 申請書等の提出先及び部数(新規・更新)

区 分	提出先(最寄の振興局)	電 話	提出部数	提出方法
長崎県内に 本社営業所 がある場合	長崎振興局管理課	095-844-2181	3部	持参  又は  郵送
	大瀬戸土木維持管理事務所	0959-22-0067		
	県央振興局管理課	0957-22-0010		
	島原振興局管理課	0957-63-0111		
	県北振興局管理第一課	0956-23-4211		
	田平土木維持管理事務所	0950-57-0562		
	五島振興局管理課	0959-72-2121		
	上五島支所管理・用地課	0959-42-1141		
	吉岐振興局管理・用地課	0920-47-1111		
	対馬振興局管理課	0920-52-1311		
長崎県外に 本社営業所 がある場合	長崎県 土木部監理課 建設業指導班 〒850-8570 長崎市江戸町2-13	095-894-3015	2部	持参  又は  郵送